

## 営業時間の短縮（特措法第24条第9項）

### 【緊急事態措置による要請】

施設の種類	施設	内容
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店 等 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）	・ 営業時間短縮を要請 （営業時間は5時から20時まで。ただし、酒類の提供は11時から19時まで） ・ 令和3(2021)年1月14日（木）～2月7日（日）
遊興施設等	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	

### ※緊急事態措置以外の働きかけ

施設の種類	内容
遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く。）、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗（1000㎡超。食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館、サービス業を営む店舗（1000㎡超。生活必需サービスを除く。）	・ 営業時間短縮の協力を依頼 （20時まで。ただし、酒類の提供は11時から19時まで） ・ 令和3(2021)年1月14日（木）～2月7日（日）